令和4年第1回筑紫野市農業委員会総会 議事録

令和4年1月7日 午後2時57分 筑紫野市役所 506会議室 1 開会日時及び場所 令和4年1月7日 午後2時57分

筑紫野市役所 (506会議室)

- 2 閉会日時 令和4年1月7日 午後4時17分
- 3 委員氏名
 - (1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、楢木勇、八尋洋一、井上ユキヱ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

萩尾利光、市川光秀、砥綿英彦、髙田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者(または出席を要しない農地利用最適化推進委員)

山内公昭、市川勘一、松原剛

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

筑紫野市環境経済部農政課農政担当係長 橋本泰晴

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動(届出)について

報告第 2号 農地を改良する届出について

報告第 3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動(設定)について

議案第 2号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 3号 非農地証明願いについて

議案第 4号 農地法第3条の規定による許可取消申請について

農政

議案第 1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 3号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について

○議長:ただいまから始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、2番委員の大石さん、それから8番 委員の井上さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って御審議をよろしくお願いいたします。資料はお手元にあるかと 思いますので、よろしくお願いします。

では早速始めます。1ページをお開けください。

農地法第3条の3、第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第1号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地積は田826平米、合計826平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

番号2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外3筆。地積は田242平米、畑で326平米、合計568平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第2号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積は田698平米。届出内容、造成計画は盛土・整地、造成高0.85メーター、のり面処理は該当なし。工事期間、令和3年11月27日から令和4年1月27日まで。理由は耕作利便のためです。水利承諾書は添付されております。以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第3号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は田315平米、合計315平米。届 出内容、転用目的は駐車場。構造規模は砂利敷き。工事期間は施工済み。開発許可の要否は不要 でございます。受付月日、令和3年12月13日。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

- ○委員:駐車場は雑種地になるんですか。
- ○事務局:地目のお話ですかね。登記地目はそうですね、駐車場は雑種地という扱いにはなるか と思います。
- ○議長:雑種地。
- ○事務局:はい。
- ○議長:ほかにございませんか。

(なし)

○議長:ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明お願いします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。譲受人、小郡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、届出地、□□外1筆。 地積は畑で982平米、合計982平米。届出内容、転用目的はマンション1室の売買。契約内容は売 買。構造規模、鉄筋コンクリート造12階建。工事期間は施工済み。開発許可の要否は不要です。 受付月日は、令和3年11月29日。

番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、届出地、□□。地積は畑872平米、合計872平米。転用目的は自己住宅。契約内容は贈与。構造規模、木造2階建。工事期間、令和4年4月1日から令和4年10月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年12月16日。

番号3番。譲受人、筑紫野市□□、合同会社□□代表社員、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、届出地、□□外2筆、地積は田972.1平米、合計972.1平米。転用目的は長屋住宅。契約内容は売買。構造規模、軽量鉄骨造2階建。工事期間、令和3年12月20日から令和4年9月30日まで。開発許可の要否は市整備要綱の該当です。受付月日、令和3年12月17日。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

- ○委員: すみません、1番の□□様ですけど、ちょっとよく分からなかったんですが、転用目的 がマンション1室っていうのが分からないんですよ。マンションって1棟じゃないですかね。
- ○事務局:1室の売買、マンションは複数人の方が住んでらっしゃるんですけども、そのマンションのうちの1室の売り買いになります。
- ○委員:それと農地と、どう関係あるのですか。
- ○事務局:マンションは一人一人に敷地権というのがありまして、今回のこの申請地が区画整理 地内ということで、まだ仮換地の状態なんですよ。結局、まだ地目としては変えれない、農地の 地目ということで、区画整理事業が完了するまでは、こういった1室の売買であっても必ず転用 の届けが必要になるということです。なので、ちょっとしばらく、こういう売買があれば必ず転 用届が出てまいります。

以上です。

- ○委員:はい、分かりました。
- ○議長:よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(なし)

○議長:ありませんようですので、これでもって本件に関する報告を終わります。 5ページをお開けください。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員:譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、申請地の表示、□□外。地積、田314平方メートル。異動の内容、相手方要望。契約内容、売買です。

まず、□□さんなんですけども、これまでは作ってもらったりとかしてあったんですけども、 改めてちゃんと農業をやりたいということで、□□さんの土地を購入されるということになりま した。あと、近所に親戚等もいらっしゃって、そちらの方もいっしょにされるみたいなので、今 回、要望を受け付けいたしました。 以上です。

- ○議長:事務局より補足がありましたらお願いします。
- ○事務局:内容につきましては、□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

6ページ、7ページに位置図等つけておりますが、場所は、見ていただいて分かるとおり、□ □駅の裏の南側に位置します。隣に□□保育園であったり、老人ホームの□□さんがあるという ところに隣接するような農地でございます。

農地法第3条の要件でございますが、農地の所有は、記載のとおり、5,043平米ということでございます。主に水稲ということで聞き取っておりますが、全ての農地の利用の状況は良好と、取得後においても効率的に耕作を行うというふうに思われます。また、譲受人の農作業歴であったり、機械あるいは従事日数等からも、今後、常時従事されるということで考えております。地域等の調和については特に、野菜の作付けということで、支障はないと考えております。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

8ページをお開けください。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。 2件ありますので、1番のほうからいきます。

1番について、□□番委員の□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員:御報告します。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積、畑377平米、合計377平米。申請内容、転用目的、自己住宅。契約内容、贈与。構造規模は木造平屋建。 工事期間は令和4年2月1日から令和4年6月30日。農地の区分、第一種。資金の内訳は借入れ100%。建蔽率については27.19%。開発許可については、県の開発許可該当。用排水については条件付。都市計画区域は市街化調整区域となっております。

ここはお寺、□□寺のほうに入って、それからまっすぐ山のほうに行って、現在は畑ですけど、

竹なんかが生えた、ちょっと手入れが行き届かないで荒れ地になっております。そこで、この□□さんというのは息子さんなんですけど、そちらのほうに譲って、そこに家を建てるという形で計画されてますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- ○議長:ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。
- ○事務局:内容につきましては、□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

申請箇所等については、次の9ページ等を見ていただければと思います。見ていただいて分かるかと思いますが、農地区分というのが、10ヘクタール以上の広がりのある農地の一部ということで、第一種農地となります。原則許可できない農地ということでございますが、周辺に集落があって、これらの集落に接続してると。接して建設されるというところで例外的に許可ができるものでございます。

今回の申請理由は、今、借家住まいということで、子育て負担の軽減のために、実家近くの申請地に自己住宅を建てるという運びになったということでございます。土地利用計画としましては特に造成もございませんので、現況高のまま使われるということで、周囲への土砂の流出等のおそれはないというふうに考えております。

最後に、水利承諾の条件ということでございますが、雨水処理の対策をしっかりすることとい うことで条件が付されております。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

それでは、番号1番の件につきまして、質疑、意見のある方、お願いします。ございませんか。 (なし)

○議長: それでは、これより採決を行います。

本案を、農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。8ページの2番です。

2番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明お願いします。

○委員:番号2番、譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、畑890平米、合計890平米。申請内容、転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、整地。工事期間、令和4年2月15日から令和4年3月15日。審議事項、農地の区分、

第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街 化調整区域。

地図でいきますと、11ページに全体図がありますが、□□に向けて、□□のほうに行くところでございますけど、向かって右側のほうに字図があります。詳細は12ページに載せておりますが、□□と□□ということで、今回買われたのは、その下に□□番地とありますけど、これ、住宅がついてまして、ワンセットで今度購入をされるということでございます。

10月に1回来られたんですけど、耕作放棄地というか、えらく荒れておりまして、そんなところを買うのかというところで終わってたんですけど、12月18日に再度来られたときに、先ほど言いました□□と□□をきれいに切ってありまして、その間に水路があるんですけど、水路もきちっと分かるような形になっておりました。

この□□さんというのは、□□といって、お庭のことをやっておられる方で、資材置場になってますけど、そういうものをここに置くようなことを言っておられます。ここはイノシシが出てくるよということを盛んに言ったんですけど、自分たちで何とか対応するというふうなことも言われて、今回、農業委員会に審議していただくような形で出されたというところでございます。ちゃんとここは整地してやっていきますというようなことを言っていただいてますので、農業委員としては、いいのではないかということで提案させてもらっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長:ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局:内容につきましては、□□委員から説明をいただいたとおりでございます。今回の転用の理由ですが、現在、先ほど説明がありましたとおり、造園業を営んでおられまして、現在は□□市に事務所、資材置場ということであるわけですが、そのスペースが確保できなくなったということから、今回申請地へ、隣になりますが事務所を移転し、申請地を資材置場として使用するということで申請があったものでございます。計画も造成は整地のみでございますので、ほぼ扱うことはございませんので、土砂等の流出についてはないというふうに考えております。

最後に水利承諾でございますが、土砂あるいは汚水の流出に十分留意することという条件が付 されております。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を、農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、13ページをお開けください。

議案第3号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、□□番委員の□□委員さん、説明をよろしくお願いいたします。

○委員:申請人、申請場所、群馬県高崎市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑71平米。 当該地につきましては、昭和47年頃から耕作放棄地という形になっていて、現在はもう山林で、 竹が入り込んでどうしようもない形です。

15ページをちょっと見ていただいたら、ここに表示がありますけど、以前は、隣の□□とか□□については住宅になってたようでございます。今現在は誰も住んでなくて、この部分だけが残ったという形で、今度、非農地の申請をするという形で申請をなされてますので、よろしくお願いします。

○議長:ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

- ○事務局:特にありません。
- ○議長: それでは、本案に対して、質疑、意見のある方、よろしくお願いします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、16ページをお開けください。

農地法第3条の規定による許可の取消申請に関する件を議題といたします。

議案第4号、議案書のとおり、許可取消申請が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局:まずは読み上げをさせていただきます。

番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地は□□外2筆。 地積は田753平米。異動の内容は、申請理由、相手方要望。契約内容は贈与。今回の取消しの理

由でございますが、右に書いております。利用目的変更のため許可取消申請が提出されたという ものでございます。

本案件につきましては、昨年の11月に定例会のほうで審議をいただいてたものでございます。 当初は農地として取得するということで3条許可が下りておりましたけれども、記載のとおり、 農地以外の目的ということでの変更でございまして、今回、取消しということで申請が上がって いるものでございます。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、農政議案に移ります。3枚先ですかね。よろしくお願いします。

農政議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といた します。

農政担当者の説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当:説明に入ります前に、1点だけ訂正がございます。

番号2、上から4行目の農事組合法人□□と機構との売買の件についてですけども、農振区分が空欄となっておりました。こちら、農用地というのが正しく、間違っておりますので追記いただきますようお願いいたします。大変失礼いたしました。

- ○推進委員:ここは。空欄でいいわけ。
- ○農政担当:下は大丈夫です。空欄で大丈夫です。

それでは説明に入らせていただきます。読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長□□。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所在地、□□。登記種目、田。現況地目、田。台帳面積は2,395平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期はいずれも令和4年1月25日となっております。この内容につきましては記載のとおりでございます。お読取りいただければと思います。

1番と2番につきましては、機構から最終的な担い手であられる□□さんと農事組合法人□□のほうへのあっせんを行うもの、3番につきましては、機構が一旦引受けを行いまして今後あっせんを行っていくものということになっております。

次のページを御覧ください。総計でございます。件数といたしましては、売買が3件、筆数は

11筆の合計で1万3,295平米の売買、所有権移転に関する件でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長:本件に対する質疑、意見のある方お願いいたします。

(なし)

○議長:ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、農政議案第2号に移ります。次のページです。

農政議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といた します。

農政担当者の説明をよろしくお願いします。

○農政担当:読み上げて説明とさせていただきます。

番号3-01-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□、借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,261平米。農振区分、農用地。利用権の種類は賃貸借でございます。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和4年1月11日から令和6年11月10日までの約2年間となっております。賃借料は10アール当たり玄米60キロとなっております。

以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、新規が4件、筆数4筆の9,130平米の利用権設定に関する件でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長:ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では続きまして、農政議案第3号に移ります。

農政議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に関する件を議題といたします。

計画の変更内容について、農政課より説明をお願いいたします。

○農政担当:農政課より説明させていただきます。

議案第3号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、申請者より申出書の提出を受け、市の計画変更 案を作成し、その上で県に意見照会を行うという形になっております。計画変更案を作成するに 当たりましては、関係機関への意見聴取を行うことになっております。そのため、今回、市の変 更案を作成するに当たりまして、本申出内容について農業委員会からの御意見をいただきたいと 思い、上げさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、まず最初に、本日配付しております資料について御説明させていただきたいと思います。 右下のほうに番号がある、11まである分になります。

- ○委員:これについてるやつはどうなるの。
- ○議長:別冊のほうで。
- ○農政担当:そうですね、内容は最初に送らせていただいておりますのと同じ内容です。今日、 配らせていただいてる分が詳しい内容になりますので。
- ○委員:同じ物でしょう。今日の分が詳しいほうね。
- ○農政担当:そうです。11枚つづりになっております。
- ○議長:お手元に新たに配られた分でお願いします。
- ○農政担当:本日お配りしてる分でお願いしたいと思います。

では、まず資料1ですが、本件の概要となっております。□□の農業振興地域内、農用地について、地方卸売市場施設の新設を目的とした農用地の除外申請という形になっております。全体計画のうち、計34筆の田及び畑6万593平米が農用地となっております。申請者は、□□株式会社となっております。

次に、2枚目に移らせていただきます。2枚目の資料は位置図という形になります。場所的には、現在の□□の施設に隣接した場所となっております。

次に、資料3に移らせていただきます。こちらは土地利用計画図になっております。地方卸売市場施設新設の計画平面図という形になっております。全体の計画面積は8万8,500平米になっております。

次に、資料4に移らせていただきます。こちらのほうは農用地利用計画書の抜粋となります。 今回の除外申請対象地を含めた一覧表という形になっております。色がついてる部分が農用地で、 今回除外の対象となっているところになります。

次に、資料5に移らせていただきます。対象となる土地の一覧図となります。赤線で囲んでい

る部分が、農用地も含めた事業計画対象地となっております。

次に、6枚目に移らせていただきます。こちらは対象となる土地の航空写真の一覧図という形になりますが、黄色の線で囲んだ部分が農用地部分ということになっております。

次に、資料7に移らせていただきます。こちらは道路付替検討図になっております。こちらの ほうは現在協議中ということで、出された案のままで今回は出させていただいております。

続きまして、資料8のほうが水路の付替検討図になっておりまして、こちらのほうも申出が出 された案のままで、現在まだ協議中ということもありまして、つけさせていただいております。

続きまして、資料9に移らせていただきます。資料9は代替地検討表になります。今回の申請地も含めたところで、4か所について、事業計画実施の可能性があるかどうかという比較検討を行った表となっております。

次に、資料10に移らせていただきます。こちらのほうは土地利用計画図の抜粋になります。資料9で比較検討を行ってる分の代替地を、実際に図示したものになっております。

そして最後に、資料11になりますが、こちらは資料10を航空写真に落とした形になっております。この資料を見ながら、今からの説明をお聞きいただければと思います。

それではここから、農振農用地の除外について御説明いたします。番号を振ってない分の1枚紙の資料のほうを御覧いただきたいと思います。A4の1枚紙のほうを。すみません。こちらのほうが除外の5要件を載せている紙になります。この内容について今から説明をさせていただきます。

農振農用地の除外については、農振法第13条2項の1号から5号までの五つの要件があります。 そして、全てを満たす場合に限り、農用地区域から除外することができるということになっております。各要件ごとに関係する資料の番号を米印の後に載せております。

申請者より、除外の要件を満たしているということで申出が出されている分になります。その 申出内容について、実際に要件を満たしているのかどうかというところについて検討を行った内 容について説明をさせていただきます。

まず、1号要件のところですが、資料3を見ていただきたいと思います。こちらにありますように、現在の地方卸売市場の施設の老朽化に伴いまして、申請地である農用地に地方卸売市場施設を新設するという具体的な転用計画がなされています。

内容としましては、現在の施設の1.5倍の年間取引量を想定した施設となっています。現在の施設の面積が5万9,614平米に対して、今回の計画面積が8万8,500平米という形になっておりますので、1.5倍の年間取引量を想定した施設という意味では、面積的に妥当な規模であるというふうに判断されるところです。

代替地の検討につきましては、前提としましては□□の土地なんですが、現施設用地のみとい

うことになっております。そして、新施設の完成までは、その現在の施設を稼働するということになってます。今回の施設規模で整備可能な土地がないということも、所有してないということも確認をしております。そのため、資料9から11にかけて見ていただきたいと思いますが、こちらの資料9から11のところにありますように、候補地の4か所について、申請者が比較検討を行って、その結果、立地条件として考えているところに合致するところが申請地しかなかったということで申請が上がっているということを確認しているところです。

次に、他法関係の許可についてですが、農用地の除外を行う上では、農地転用と開発許可の見込みが必要となっております。開発許可につきましては、県及び市の都市計画課と継続して協議を行っているところではありますが、建築基準法第51条のただし書に基づいて、卸売市場敷地の位置の許可というのを得られる見込みということで報告を受けております。

農地転用につきましては、本日この場で御意見等を後ほどいただく内容にはなりますが、農用 地除外申請時点において、農地転用申請時に必要となる資金計画の確実性を示す書類等をそろえ るということを前提として受付を行っていたのですが、12月下旬になりまして、資金計画の中で 重要な部分になってます国庫補助、国からの補助についてが、ちょっとそれまでの内容と変わっ たこともありまして、再検討が必要になるということが判明しております。その関係で、新たに 資金計画の確実性を示す書類等を提出することが必要ということを申請者に伝えまして、その準 備をするのを待ってるところになっております。

続きまして、2号要件になります。

こちらのほうは、まず、申請地は農用地地区の周辺部、一番端っこのところに位置しておりますので、□□の圃場整備地区全体として見た場合には、ほかの農用地、残った農用地に対しての影響は少ないということで判断できるかと思います。

また、農用地の集団化であったり、農作業の効率化を図る上で支障がないということも要件になっています。資料の5と6を見ていただきたいと思うんですが、資料5、6にありますように、形状的に一部、周辺農地に大きな影響があるのではないかと思われるような計画となっております。そのため、確認をしたところ、近隣の所有者であったり営農者の意見を反映した計画になっているという確認を取っております。

また、周辺農地の営農上、支障があるような道路の付け替え等が認められないということも説明し、そのことも申請者は十分理解しているということで、総合的には利用に支障がないものというふうな判断になるかと思います。

次に、3号要件になります。

こちらのほうは、申請地に、担い手である認定農業者の方の所有地であったり営農地が含まれておりますので、農業経営改善計画の達成に影響を及ぼすおそれがある計画ということが言える

かと思います。そのため、影響を受ける認定農業者に対して新たに農地を紹介するといった対応 を行うということが申請者より示されております。そのことから、こちらも総合的に判断しまし て、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがないという判断ができるものかと思います。

次に、4号要件になります。資料7、8を御覧いただきたいと思います。

資料7、8にございますように、申請地内には道路及び水路がありますが、大規模な土地改良施設というのは設置されておりません。土地改良事業で整備されております道路、水路につきましては、形状であったり、機能的な変化が生じますので、近隣の農地所有者、営農者、そして水利関係者に十分に確認を取った上で、支障がないように整備することを前提としております。

また、申請者が市の関係部署とも必要な調整を今後、実際施工完了するまで、ずっと調整を継続していくという形になりますので、そういった見通しということで言えば、機能上の支障は生じないという形で判断できるものだと思います。

次に、5号要件になります。

こちら、申請地は平成9年から13年にかけて、福岡県が実施主体になって行った□□圃場整備事業の受益地を含む区域となっております。圃場整備事業の受益地である場合は、公共投資の効用が十分に発揮される必要がありますので、一定期間、農用地区域として確保する必要があります。農業振興地域の整備に関する法律であったり、施行令によって、完了後8年を経過していることが必要になります。この申請地に関しましては、完了後20年を経過しておりますので、法令に定める基準を満たしていると認められるものです。

以上、五つの要件について、検討結果の報告となります。

そして次に、今後の、今日これから御意見いただくんですが、農業振興地域整備計画変更の手 続について説明をさせていただきます。

今回、この農業委員会でいただきました意見等につきましては、来週の火曜日になるんですが、11日に開催されます農業振興地域整備促進協議会の中で、関係機関からの意見としてこういう形で出ていますということで報告をさせていただきます。そして、こちらの農業委員会からいただいた意見、あと、ほかの関係機関からの意見、それと農業振興地域整備促進協議会からの意見というのを踏まえまして、数字で順番で説明させていただきますが、まず1番目に、市の変更案というのを決定します。そして2番目に、県へ変更案の意見照会というものを行います。そして3番目に、県から意見照会の回答を受けた後に、30日間の変更案の公告・縦覧を行いまして、その後、15日間の異議申出期間を設けます。そして4番目に、その期間経過後に県への変更案協議を行いまして、それについての県知事同意を得まして、最後に、計画変更案公告により手続を完了し、それで初めて農地転用の申請ができるという流れになっております。

ですので、本日は、市の変更案を作成するに当たって重要と思われるような事項についての意

見等をお伺いするというものになっております。当然、内容的にそのままでは進められないといった内容の御指摘等もございますので、その場合には、申請者のほうに対応であったり改善であったりというのを求めまして、最終的に、いろいろ出ました意見への対処が終わったというところで先の手続を進められるということになります。その際には、その後の農業委員会で、改善内容であったり対応の内容について報告をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、今回配付しております資料につきましては、個人情報であったり、申出書から抽出したもの等、内部資料が含まれておりますので、取扱いには十分御注意いただきますよう、よろしくお願いいたしたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長:ありがとうございました。

ただいま、□□の計画変更で、場所を変えるという形で申請が上がってきています。農振の農 用地を変更するという、地域を変更するという形になります。皆さんから忌憚のない意見をいた だきたいと思いますので、よろしくお願いします。

どうぞ。

○委員:ちょっとよく分からなかったんですけど、今、□□の敷地がありますね。あれはどうされるんですか。

○農政担当:その件につきましては、まず、新しい施設ができるまでの間は当然今のまま稼働という形になっておりますが、終わった後については当然、新しく造って、それをどうするかというのも踏まえた上での計画になりますので、その部分は、今現在は物流倉庫であったり、□□関係のですね、そういったところでの位置づけを新たに都市計画のほうと協議して確定させる必要がある状態になっております。今現在、まだ確定までは至ってないところでございます。

- ○委員: それと、これは公共物になるんですよね。
- ○農政担当:卸売市場ですか。
- ○委員:うん、卸売市場は公共物になるでしょう。
- ○農政担当: いえ、公共物という扱いではありませんが……。 すみません、ちょっとお待ちください。
- ○委員:公共物ですよ。公共物しか変更できない。
- ○委員:公共物じゃない、個人のよ。
- ○委員:いやいや、市場が公共物扱いなんです。老人ホームとかも公共物になるでしょう。個人 経営であっても公共物扱いがあるんですよ。そうじゃないと許可が下りないはず。
- ○農政担当:一応、一般の施設と確かに違いまして、建築基準法の第51条の分で、位置の指定という形をすれば、ただし書の部分になるんですけど、本来建てられない場所にでも建てれるよう

に、都市計画審議会にかけてなんですが、そういった類いの施設にはなります。

- ○委員: そうしないと造られないですもんね。
- ○農政担当:そうですね、通常の施設とは違う扱いになっております。
- ○議長:ほかにございませんか。どうぞ。
- ○委員:2点お願いします。

まず、第1号の中で、国庫補助の関係が未定の中で、資金計画がまだ、資金計画待ちというようなことを言われたんですが、これがもう駄目な場合は駄目ということになるんですか、それとも……。国庫補助という部分がよく分からなかったんですけど、どういう類いの補助なのかというのをちょっと、それがまず1点。

2点目は、3号の中で、認定農業者に対して、経営計画が崩れるんだけど、それに対して申請者より新たな紹介をするみたいな発言をされたんですが、具体的にそれは、ディスクローズやるんですか、それとも直接、相対なんですか。相対というと言葉が悪いですが、個人ごとに。公的にここはどうですかとやるような形なのか、それとも、今度土地を売られる方について個人ごとに対応していくのか。ちょっとそこを心配したので、その2点について深掘りしていただければと思います。

○農政担当:説明させていただきます。

まず1点目の1号の要件の部分になりますが、国庫補助というのは、地方卸売市場に関する新しく建物を新設する場合に補助を受けられるというメニューがございまして、そちらのほうに基本的には。まだ採択は当然されないわけですが、まずそれを申請して、その国庫補助をもらえる部分と、あと金融機関からの借入れ、自己資金ということで、基本的に全部を整理させるという資金計画になっておりました。

そして、12月の下旬に判明した重要な内容変更の部分というのが、今現在、考えてあった国庫補助を使えるというメニューの部分は国の要件のほうが厳しくなっておりまして、具体的に言いますと、もともとは輸出ということで、そちらのメニューのほうで補助を取りたいという要望が出されてたんですが、12月に判明したところによりますと、輸出のメニューというのが、輸出の額が大幅に引き上げられまして、国庫補助相当分を実際輸出で取らないといけないという形になってまして、それでは難しいということになりましたので、また別のメニューで補助を受けられないかということを今、模索をされてある状態になります。

そして、どうしても補助なしでもという形になった場合には、金融機関であったり、自己資金 で確実にできますということの証明を何らかしていただかないと、農振除外をしたとしても、最 終的に農転の申請ができないということに陥るかと思いますので、そこは慎重に、そういった補 助が使えるのかどうかとか、金融機関からの証明が取れるかどうかというところは、確実に出し てくださいということで指示を出させていただいております。

そして、続きまして……。

- ○副会長:国庫補助の名称は何ですか。
- ○農政担当:国庫補助ですね。輸出で考えてあった分が農畜産物輸出拡大施設整備事業というものです。農畜産物輸出拡大施設整備事業、こちらのほうを利用したいと考えてあったところですが、こちらのほうが、先ほど言いましたような内容で難しいという。
- ○議長: 先にさっきの説明をしていただきましょうか。
- ○農政担当:そうですね。次に3号の要件のほうでございますが、実際対応としとしましては、 □□のほうがいろんなコンサルであったり、いろんな関係する会社等と連携して対応してあるようですが、個別での話を今現在してある形になっておりますので、公に農地を探しているという形ではないかと思います。

以上になります。

○議長:ちょっといいですか。今、説明があった中で、補助が決定しないことには農振から除外 自体もしないっていう方向はできないんですか。というのが、農振外すともう簡単にできますよ ね。農地転用ができないから、当然守れるなんて話じゃなくなるから、そこは非常に問題が大き いんじゃないかと思うんですね。

○農政担当:そうですね。もともとは補助ありきの話ということで申請時点ではあったわけなんですが、先ほども申しましたように、結局補助が取れない場合には、例として出させていただくんですが日本政策金融公庫であったりというところは、基本的に補助事業とセットで貸すという形、融資をするという形が多いのかと思われますので、結局、補助が使えない場合には、例えばそういった金融機関が国庫補助抜きでも融資をしてくれるのかどうかというところが一番重要になってきます。そこの確実性が見られない限りは、結局、農地転用は除外をすぐしないといけないという形になっておりますので、そういった意味で言いますと、金融機関等から確実に融資ができますよといった、事業全体を国庫補助がなくてもできますよといった書類がないと、簡単に、市としてもできるという判断はできないかとは思います。

○議長:例えば、資金計画に沿っていけば確実に、除外の意見書を含めて、市としても県のほうに上げますという確約みたいな形で、簡単に外さないほうが私はいいんじゃないかなと思うんですよね。

○農政担当:そうですね、基本的にはやはり、おっしゃってあるように農用地というのは本来、 生産性が高い農地として守らないといけないということで、基本的には原則ほかの用途には使え ませんよという形になっております。ただ、今回のように除外できる場合というのが、先ほどの 5要件、説明させていただいたところになりますが、そちらをクリアしてる場合には、市として 客観的に判断して、県に意見照会を求めて、最終的には県の同意がないとできないということにはなりますが、なかなか農用地を守るというところからちょっと外れてしまった対応になる可能性というのは十分考えておく必要があるかと思います。

○委員:この農地の中で、例えば農業相続、税の優遇策のために農地相続をされた方なんか、遡って、ぼんとお金を払わないといけないような方とか発生しませんか。

○農政担当:ちょっとそこまで、すみませんが把握を……。

○委員:それしておかないと、ただ図面で、机上の空論で言ったって、1件1件農業相続書、この農地とこの農地は農業相続してるから20年間は、3年に1回、6回、18年間は税務署に届出をしなくちゃいけないということになってるから、そういうことになったら、その人たちの事務費とか手間暇、やれ何がというのは一緒だから。

はっきり言ったらこういうやり方は、昔はやった大規模小売店舗法といって、1,000平米でしょう。そういうときは□□とかいろんな、□□とか、大きな店舗がいっぱいできたけど、これ以外に輸出振興のために昔のように農水省が設置整備補助金でやってもね。それなら、農業委員会の転用許可が出たから金融のほうも補助金も下ろしてくれという話は、本末転倒の、逆転の、てんびんにかけられるようなことになるから。早く言うなら、ここの地権者の中できれいに整地して、持分所有と何々で利害関係がはっきりした内容を提示してもらわないと、ただ農業委員会に諮って、こういう提案がありますでは、ちょっと分かりにくい面がありますので、これは、ちょっと時間を置いてやっていただかないと。両てんびんにかけられると非常に農業委員さんのほうも勉強していかないといけないので。

輸出振興といって、この頃1兆円超えたからって国が思いつきでそういうことをしてると思う んですよ。だから、そこのところは、よその市町村とこれからの状況を。農水省の補助金は短期 的にころころころ手のうちを変えるからね。時限立法とか言って、もうこの話はなかったこ とにしようとか、あっという間に切り替えてしまうから。そこのところは事務局も、地元の人の 納得を取って、きちっとしてください。後々問題が出たら大変なことになるからですね。

○農政担当:はい。ありがとうございます。

○議長:ほかにございませんか。

○委員:マイナスの質問で申し訳ないんですけど、これで市のほうというか、こっちのほうで承諾したら、もう、すぐ転用……。

○農政担当:いえ。

○委員:要は、県が認める前に市は認めてしまうということですよね、順番は。

○農政担当:計画変更案というのは基本的に、先ほど申しましたように、こういった関係機関からの意見等を基に、市としての判断を一旦下すような形になるんですよね。それについて内容的

に問題がないかというのを、県への意見照会のときに県が審査するような形になります。そして、その県の審査の結果、内容的に不備がないとか問題がないという形になりましたら、今度はその回答を受けまして、市のほうが公告を行います、30日間。その後、15日間、今度は異議申立て期間ですね。申出期間がありますので、そちらのほうで異議がある方は当然そこで異議申出があって、時間が設けられてますが、それがない場合には、期間の経過とともに、市のほうから、この公告の期間、異議申立ての期間、何も問題はありませんでした、異議もありませんでしたということで、県へ正式な協議を行います。その協議というのは、もう事前に全部話は終わってるんですけど、その変更案に同意しますというのを県からもらいまして、それで最後に公告をしたら終わりという形になります。

- ○委員:じゃあ、そこから登記とかそういう分が始まるわけですか。
- ○農政担当:まだ、そこから農地転用の申請が初めてできる形になります。ですから、まだ今のところ、はっきり言えばこの状態というのは、まだ市の変更案も、あくまで私が説明いたしましたのは、市として客観的に要件を満たしているかどうかという判断の部分だけをお伝えしたところですので、これがそのまま市の案として、これでいきますよということではありません。一応こういう考え方をしておりますが、それについて御意見ありませんかというのが今回の、意見を聞かせていただくという形で取らせていただいているところになります。
- ○委員:資金繰りができなかった、止まってしまったら、塩漬けの土地になるし、市場以外は使えませんという形になるでしょう。
- ○農政担当:そうです。先ほど……。
- ○議長:今、説明があってますように、まずここに付託されたのは、あくまで意見書を出すという形になりますので。それを農業振興地域整備局の審議会にかけると。市として、それを判断して、また県に上げるというような形になってまいりますので、最終的な転用については、またこの農業委員会に改めて、許可が下りた時点でかかってくるというような形になります。

ほかにございませんか。

- ○委員:3ページの土地利用計画図の確認ですけど、メインゲートは⑩って書いてありますね。 これは県道に沿ったところが出入口になるということでよろしいんでしょうか。
- ○農政担当:はい、そうなります。

最初のほうに御質問がありましたように、横の施設との兼ね合いの部分とかもありますが、こちらのほうはあくまで地方卸売市場施設の新設という形になりますので、今の既存のところから入ってくるという形ではありませんで、県道のほうから新たに入口を設けてるという形の計画になっております。

○委員:何か、見たら狭苦しいなという。間口が狭いなと思うし、本当に……。持続可能なとい

うのが今のテーマになってるのに、何かせせこましい建て方をしてるなという気がした。特に大型のあれが入るところのスペースとして、これは本当に妥当なのかなというのがちょっとあったので。まず、出入口がどこなのか。つまり、交通安全上の問題も含めて、この出入口が県道に向いてるということと、この間口でいいんだろうかということと、やっぱり安心安全の部分の配慮もぜひ考えておいてもらいたいなと思ったので、意見として出させていただきます。

以上です。

○農政担当:ありがとうございます。

○委員:だから今、言われたようにサステナブル、持続可能な視点、レベルを含めないといけない。だから、将来問題が出たら、必ず市役所も我々農業委員も、当時の農業委員は何をしてたのかと言われますからね。意見として。

○農政担当:そうですね、そこは十分ですね、はい。ありがとうございます。

○議長:ちょっといいですか。同じ関連の分なんですけど。

この6ページの地図、航空写真ですよね。矩形状ですね。売る、売らんの関係、本人さん含めての話合いで、売る、売らないによって変わったんだと思いますが、出っ張りが出てますよね。 形状的にこんなやり方でされるんですか。計画上はちゃんとなっていますけど。まあ、売らないからしようがないといういう形なのか。

○委員:出っ張りのところがバイパスの高さと土地の高さが工事しやすい位置なんですよ。もう一つ、乙型になってるのが鉄塔があるところなんですけど、ここはバイパスのほうがめっちゃ高いんですよね、だから工事がしにくいという。だから多分……。

○委員:鉄塔でしょう。

○委員:うん。□□の番地のところがちょうど出入口を作りやすいと。ここに多分、交差点を造るようになってくると思うんですけどね。上下から入れるように。

○委員:記念碑があって、鉄塔があるからね。ここはこういうふうになる。

○委員:私は地元だからあれなんですけど……。

○議長:ここの持ち主との話合いの中でこういうふうになったんですね。

じゃあ、その次のページをちょっとよろしいですか。ここ、付け替え道路を含めてこうありますが、この出っ張り部分ですね。赤の太い線が新たな道路をまた拡幅するんですよね、昔のやっを。ということですか。黄色は除外する……。

○農政担当:そうですね、当然、施設整備を行う関係で、セットバックの関係が発生するかと思います。その分を見込んで赤線が既存道路より広がった形で整備されています。

○議長:ああ、セットバック。また道路敷になる。

○委員:4メーター道路が6メーター道路か何かに。

○委員:6メーターぐらいなるやろうね。大型の離合できるぐらい。

○委員:しかし、これ国の担い手育成事業で、県も市も物すごく苦労していただいて。用水路を造ったら、20へクタールに届かないんですよ。ということで、全部、道に配管を入れてですね。配管工事だけで1億円かかったんですよ。基本的に、20へクタールを超さないと、国庫補助が50%こないんですよ。用水路を造ったら、3へクタール足りなくなるんですよ。それで、用水路を道に入れることで20へクタールを確保したんです。排水路は表を流れないといけないんですけど、そういうことで全部パイプネットにしたものだから、物すごく費用がかかったんですけど、国の大きな気持ちで内諾を得まして、これだけできたんです。そして、1へクタールの田んぼを五つ造ってるわけですよ。これは担い手育成事業だからちゃんと造りなさいと言って、無理して造ったうちの二つが今度これに引っかかってるわけです。

そういう事情も市はちゃんと分かっていて計画に賛同していただかないと、地元の農家は大変なことになるんですよ。全部潰してしまってる。だから、そういうのも含めた形で、市の農政課としてはこの業者についての御判断をしていただきたいなと思うんです。

そして、パイプが入っておりますんで、今度、撤去しないといけないですね。だから、田植時期にはそういうことをされませんので、どこかで全部ストップして止めてしないといけないということになりますから。排水路も含まれてるし、給水路も含まれていますので、こういう形のやつをしっかり計画をして、地域の農家に迷惑がかからないような開発をしてほしいなと。

私もぎりぎりのところで何とか生き残ったんですけども、これに引っかかったら百姓やめようと思っていたんですよ。地区外ばかりに田んぼがあって、メインがここしかなかったもんですから。だから、そういうふうなこともあって、去年1年間思い悩んで、計画が決まったらもう百姓やめようかなというぐらいまで悩んだんですよ。それを打ち明けるところがなかったもんですから、今日初めてここで言ってますけども。だから、地元とすれば、かなりきつい思いをしておりますので、その辺を加味していただければ助かります。

- ○委員:ここ、これだけの面積で、貯水倉庫なんか造る予定になってるんですか。
- ○農政担当:はい。図面の土地利用計画図、3枚目の資料を見ていただいたら分かるんですが、 その図面の一番下の部分にですね。
- ○委員:ああ、調整池ね。
- ○農政担当:はい、こちらのほうの4,000平米ですね、面積的には。
- ○委員:これで足りますか。
- ○農政担当:最初はもっと小さい面積だったんですが、都市計画だったり関係課等、県とかにも確認をしてもらいまして、それでは足りないということで、この面積まで広がっています。
- ○委員:今どき、1時間に100ミリとかなんか降るのに、貯水槽が少なかったら、周りの田んぼ

に大水が出て流れて田んぼが埋まってしまいますから、そこら辺は考えていただいとかないと。 これだけの更地にすると、全部雨水が流れ込むからですね。恐らくかなりの水になると指摘をしておきます。

○議長:あわせてですね、先ほどありました圃場整備の担い手事業の関係で、もう事業も終了してますし、年数も経過してますが、この1~クタール以上5枚あったのが3枚になるという話ですけど、こういったところに問題はないという検討は十分していただいてますかね。

○農政担当:基本的に……。正直に申しまして、農業振興地域の農用地からの除外の部分では、 そこまでの要件が求められてはいない関係で、すみませんが、要件上の可否だけ今回はちょっと 判断した状態でここに上げさせていただいております。

今回、御意見をいただいた分につきましては当然、市としまして今のスタンスで言わせていただければ、この申出があったからそれを進めるべきとかいうスタンスではございません。あくまで、こういった申出があって、実際可能かどうかという要件について検討した結果、大部分はクリアできているという判断にはなっておりますが、今いろいろ御意見いただいたところで、まだ全然掘り下げてない部分があるんだよということを言われれば、その部分については市のほうでももう一度検討いたしまして、最終的に申請者にきちんとそこの説明ができるような資料等を求めるということで進めていくことを考えております。

○議長:いや、農業委員会につきましては農地を守る方向の話が基本でございますので、そういった中で、そういうふうに今回、7へクタールですか、大きな、それ以外の部分も含むと8へクタール以上になってます。そういった中でその辺をぴしゃっとですね。こちら側でも調べるべきところはございましょうが、意見としては上げたいと思いますので、そういった形でぜひ検討していただくようにお願いいたしたいと思います。

- ○農政担当:お願いします。御意見ありがとうございました。
- ○議長:長くなってますが、まだいろいろありましょうけれども、よろしくお願いします。
- ○農政担当:では、今、いただきました御意見等につきましては十分に検討させていただきまして、また、改善等を提出することについては……。
- ○議長:いいですか、皆さん、御意見は。
- ○委員:おたくは、事務局はどこですか。
- ○農政担当:私は農政課の農政担当になります。
- ○委員:都市計画は今日は入ってないわけね。
- ○農政担当:そうです。
- ○議長:都市計画はこの後に会議があります。後というか、10日過ぎに。それの意見は上げていただくようになると思います。

- ○副会長:もう一つ。農政課としては、この施設は名前からいったら公共性があるような意味合いに取れますけど、実際公共ということではどこかにひもつけられるのですか。解釈はどうしてる。
- ○農政担当:公共施設としての位置づけはありません。
- ○副会長:ありません。そう。
- ○農政担当:あくまで、一般的な商業施設とかを建てるのに比べたら、建築基準法51条の整備あたりとかで多少保護されてる側面はございます。
- ○議長: それでは、今、出していただきました意見は、事務局のほうも記録していただいてると 思いますし、それぞれの皆さんも書かれてると思いますが、これを整理しまして、あとは事務局 のほうにお任せ願って、農振の変更の会議もございますし、その中に私が出席させていただきま す。そういった中でありますので、ぜひとも今日言われた分は全部整理して出させていただくと いうことで御了解をいただきたいと思いますが、ようございましょうか。

(なし)

- ○議長: それじゃあ、そういうことでさせていただきます。
 - 事務局のほう、あとはいいですか。農政の係長はよろしいですか。
- ○農政担当:はい、どうもありがとうございました。
- ○議長:事務局、よろしいですか。
- ○農政担当:はい、特にはございません。
- ○議長: それでは、ただいま出されました意見を確実に、市のほうの全体の農振の変更なり、そういったところに上げていくということで御了解をいただきたいと思いますので、採決を採らせていただきたいと思います。

農業振興地域整備計画の変更内容について、御異議のない方は挙手をお願いいたします。意見 はちゃんと聞いてまいります。

(賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。ほぼ異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することといたします。意見は、先ほど申しましたとおりで、ちゃんと出させていただきます。

それでは、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第1回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。